



農業者のみなさんへ 青色申告をはじめましょう

政府の農林水産業・地域の活力創造本部で青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず自然災害での収量減少だけでなく、価格低下などの収入減少を補填する仕組みです。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

くわしくは、農林水産省ホームページまたは九州農政局 佐賀支局 地方参事官室に問い合わせください。

▶問い合わせ 九州農政局 佐賀支局 地方参事官室 ☎23-3131

information 税務課

軽自動車税にも重課税率が適用されます

〜新規検査から13年を経過した車両が対象です〜

地球環境を保護する観点から、最初(新車)の新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい四輪以上および三輪の車両は、重課税率が適用されます。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

種別	新車新規登録から13年経過した車両の税率			
	四輪以上		三輪	
	乗用	貨物	乗用	貨物
	12,900円	8,200円	4,500円	4,600円
	自家用	営業用	自家用	営業用

※平成29年度は、新規検査が平成16年3月以前の車両が対象です。(以後、対象年度が1年ずつ変わります)

名義変更・廃車手続きは3月末までに

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。使用していない、または売買などで所有者が変わっている場合は、3月末日ま

でに名義変更や廃車の手続きをお願いします。

手続きをされない場合は引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって手続き先など異なりますのでご注意ください。

問い合わせ・手続き先

- 原動機付自転車、農耕用車両
多久市税務課市民税係 ☎75-2126
- 軽四輪、軽三輪、軽二輪 (125CC超〜250CC)
軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎050-3816-1754
- 自動二輪 (250CC超)
九州運輸局 佐賀運輸支局 ☎050-5540-12082

▼問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

自然食レストラン
花ごよみ

ランチメニュー
お気軽にお越しください

ご予約
お待ちしております

花ごよみご膳 ……2,000円
(季節ごと、食材によってメニューの変動がございます。)

要予約 花の膳 3,000円 風の膳 4,000円 月の膳 5,000円
金額は全て税別です。

広告

佐賀県多久市多町1812番地
TEL・FAX
0952-37-5288
営業時間 / ランチ 11:00-15:00
(オーダーストップ) 14:30
定休日 / 毎週火曜日(祝日の場合翌日)

